

新庁舎等の整備についてお知らせします！  
**新庁舎 井戸端会議**

新庁舎・市民交流施設の整備に向けて、ご意見をお伺いしています

市では新庁舎等の整備計画について、さまざまな団体の皆さんと意見交換を行っています。



▲こどもプラザでの説明会



▲西脇市身体障害者福祉協会、白ゆり会家族会、ましゅぼか・Westでの説明会

◆説明会でのご意見

・子育て世代をはじめ、誰でも利用しやすい施設にしてほしい。

⇒施設内には授乳室やオムツ交換シートなどのほか、市民交流施設の多機能ホールには親子室などの設置を予定しています。

・駐車場や多目的トイレを使いやすいものにしてほしい。

⇒障害者用駐車場の一部に屋根を設置します。また、施設内に多目的トイレを複数設ける予定です。

\* \* \*

市では新庁舎等の計画について、市民の皆さんからさまざまなご意見やご質問を伺いたいと考えています。説明会のご希望がありましたら、下記へご連絡ください。

■問合せ 新庁舎建設室（内線 365）

**広報にしわき・市ホームページに  
広告を掲載しませんか**

西脇市では、広報「にしわき」と市ホームページに有料広告を掲載しています。

◆提出書類

- ・ 広告掲載申込書
- ・ 事業内容が分かる書類

※所在地が市外の場合は納税証明書を、資格や免許が必要な業種は、資格を有する書面や免許証の写しなどがが必要です。

◆掲載枠・掲載料（1ヵ月当たり）

◇広報にしわき

- ・ 1枠（縦 4.5cm×横 18.1 cm）=25,000 円
- ・ 1/2 枠（縦 4.5cm×横 9 cm）=14,000 円
- ・ 1/3 枠（縦 4.5cm×横 5.5 cm）=10,000 円

◇市ホームページ

- ・ 1 枠（縦 60 ピクセル × 横 150 ピクセル）= 10,000 円

◆その他

- ・ 掲載は先着順です。申込み多数の場合、広報にしわきへの掲載は市内事業者を優先します。
- ・ 6ヵ月以上継続して掲載する場合、割引制度があります。

◆申込み・問合せ 秘書広報課（市役所内線 333）



▲広報にしわきへの掲載



▲市ホームページへの掲載

**便利な延長・休日窓口をご利用ください**

◆延長窓口サービス

毎週火曜日（閉庁日を除く）の午後5時15分から午後7時まで一部窓口を延長しています。  
戸籍住民課＝住民票や印鑑登録証明書など各種証明書の交付、印鑑登録、マイナンバーカードの交付  
税務課＝課税・非課税証明書、納税証明書の交付

◆休日窓口サービス

閉庁日に次の証明書の交付を行っています。  
あらかじめ開庁日の午後4時30分までに各担当課へ予約してください。

戸籍住民課＝住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書の交付  
税務課＝課税・非課税証明書、納税証明書の交付

◆問合せ 戸籍住民課（市役所内線 247）  
税務課（市役所内線 241）



**医療費の自己負担限度額**  
国民健康保険では加入者の年齢や世帯の所得に応じて、1ヵ月の医療費の自己負担限度額が決まっています（下表のとおり）。  
事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受

け、医療機関等の窓口で保険証と一緒に提示すると、支払いが自己負担限度額までとなります（ただし、食事代や部屋代は含みません）。有効期限が平成30年7月31日の認定証をお持ちの方は、更新手続きをしてください。  
**限度額適用認定証の申請・更新手続き**

- ◆対象者
  - ・ 70歳未満の国民健康保険加入者で、国民健康保険税の滞納がない世帯の方
  - ・ 70歳から74歳までの国民健康保険加入者で、所得区分が「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」または「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方
- ◆申請に必要なもの
  - ① 国民健康保険証
  - ② 印鑑
  - ③ 世帯主および対象者の個人番号確認書類（通知カード、マイナンバーカードなど）

■1ヵ月の自己負担限度額（年齢および所得別）  
《70歳～74歳の方》  
※8月1日から赤字箇所が変更されます。

所得区分	自己負担限度額		
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	4回目以降の限度額（※1）
現役並み所得者（※2） Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1%		140,100円
Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1%		93,000円
Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1%		44,400円
一般（※3）	18,000円（※6）	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ（※4）	8,000円		24,600円
低所得者Ⅰ（※5）	8,000円		15,000円

《70歳未満の方》

所得区分（基礎控除後の所得）	自己負担限度額	
	3回目までの限度額	4回目以降の限度額（※1）
ア 901万円超	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円
イ 600万円超901万円以下	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円
ウ 210万円超600万円以下	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
エ 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- （※1）過去12ヵ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。ただし、70～74歳の所得区分が一般で、外来（個人単位）による高額療養費の支給はこの回数に含まれません。
- （※2）70歳～74歳で住民税課税所得が145万円以上の国保加入者が同じ世帯にいて、医療費の自己負担割合が3割の方。自己負担限度額の外来（個人単位）または外来+入院（世帯単位）の別はありません。
- （※3）住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の方
- （※4）世帯主および国民健康保険加入者全員が住民税非課税の世帯の方
- （※5）上記（※4）の条件に加え、各所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円の方
- （※6）1年間（8月～翌年7月）の自己負担限度額は144,000円です（一般または低所得者Ⅰ・Ⅱであった月の外来の合計限度額）。

④来庁する方の本人確認書類（運転免許証など）  
◆注意事項  
・ 「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請した月の1日から有効です。  
・ 左表の所得区分で、「オ」、低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」の世帯の方を対象に、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。ただし、交付には事前の申請が必要です。  
・ 所得区分を判定するため、世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員の所得申告が必要です。  
・ 国民健康保険制度が改正さ

象に、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。ただし、交付には事前の申請が必要です。  
・ 所得区分を判定するため、世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員の所得申告が必要です。  
・ 国民健康保険制度が改正さ

◆問合せ  
保険医療課保険担当（市役所内線 253・254）  
れ、8月1日以降に発行される「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の名称は、「国民健康保険」から「兵庫県国民健康保険」に変更されます。



**限度額適用認定証の更新と自己負担限度額の改正**

**国民健康保険加入者へのお知らせ**